

第1号議案 社団法人日本アマチュア無線連盟の定款、規則及び選挙規程の全面改正並びに一般社団法人日本アマチュア無線連盟の社員選出のための臨時社員選挙実施要領案

平成20年12月1日から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「一般社団・財団法」と記載します。）」に伴い、社団法人日本アマチュア無線連盟を一般社団法人日本アマチュア無線連盟に改革するため、定款、規則、選挙規程を全面改正するとともに、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の設立登記までの間に社員を選出するための臨時社員選挙実施要領を次のとおり提案します。

1 定款の全面変更について

(1) 変更の概要

- ア 連盟の名称と事務所の所在地を規定した。（第1条、第2条）
- イ 一般社団法人の認可申請をする際には、「公益目的支出計画」を作成し添付しなければならないが、この公益目的支出計画上の公益目的の支出は公益目的事業（注：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の別表各号に列挙されている事業）に充てることを明確にしなければならないことから、定款で定める目的と事業を整理した。（第3条及び第4条）
- ウ 連盟の事業年度を規定した。（第5条）
- エ 今まで連盟の正員区分としては個人と社団の二種類あったが、会費金額、被選挙権などの内容が違うために分離し、新たに「社団会員」という種別を設けた。これにより、会員の種別は、正員、社団会員、家族会員、准員、名誉会員及び賛助会員の6種類となる。また、会員の資格、入会の手続き、入会金、会費など会員に関することを規定した。（第6条から第10条まで）
- オ 会員資格の喪失要件、退会の手続き、除名に関する規定を整理した。（第11条から第13条まで）
- カ 会員及び正員の権利を明記した。（第14条から第17条まで）
- キ 今までは、「正員を民法上の社員とする」としていたが、一般社団・財団法人法第49条第2項の規定により、定款変更等の重要事項の決議は、「総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。」と規定されたことから、今般一種の代議員制度である新たな社員制度を導入することとなり、社員の定数、社員選出の方法、社員の要件等を規定した。（第18条）
- ク 社員の任期を役員と同じ2年以内と定めた。（第19条）
- ケ 社員は連盟の運営に深く関与することから未成年の正員は社員となることができずとし、また、社員が正員でなくなった場合には社員の資格を失うとした。（第20条）
- コ 連盟の役員の種類とその人数並びに選任方法を法律どおり社員総会の決議により選任すると規定した。（第21条）
- サ 理事の職務を規定するとともに、連盟に会長、副会長、専務理事を置き、その人数と選任方法、職務を規定した。（第22条、第23条）
- シ 監事の職務と監事の権限を規定した。（第24条）
- ス 役員任期を2年とし、解任の要件を規定した。（第25条、第26条）
- セ 専務理事以外の役員は無報酬とし、職務の遂行に要する費用は支給できると規定した。（第27条）
- ソ 理事の連盟との競業及び利益相反取引の制限と報告義務を課した。（第28条）
- タ 連盟に顧問と参与をおくことを規定した。（第29条、第30条）
- チ 社員総会の種類とその構成、議決権及び権限を規定した。（第31条から第32条まで）

- ツ 定時社員総会の開催時期と臨時社員総会の開催要件を規定した。（第34条）
- テ 社員総会の招集方法と招集する場合の手続き、議長、定足数、議決などについて規定した。（第35条から第38条まで）
- ト 社員総会を欠席する社員が個々の議案について賛否を表す議決権行使書面若しくは委任状の要件、取扱いについて規定した。（第39条）
- ナ 社員総会における決議省略の手続き、社員総会の議事録に記載すべき内容、要件等について規定した。（第40条、第41条）
- ニ 社員総会の議事運営方法と議事運営規程を規定する根拠を設けた。（第42条）
- ヌ 理事会の設置とその構成及び理事会の職務範囲を規定した。（第43条、第44条）
- ネ 理事会の種類、開催頻度、臨時理事会を開催する要件、招集権者、招集期間、議長と定足数等を規定した。（第45条から第48条まで）
- ノ 理事会の議決と決議の省略の要件、理事会の議事録の作成方法と理事会の運営に関する理事会規定の制定の根拠を規定した。（第49条から第52条まで）
- ハ 役員業務上生じた損害責任の免責について規定した。（第53条）
- ヒ 連盟の財産の構成、財産の維持管理、処分等について規定した。（第54条、第55条）
- フ 事業計画、収支予算、事業報告及び決算の作成方法、理事会承認、社員総会への提出・承認等について規定した。（第56条、第57条）
- ヘ 連盟の資金の借入れの要件、財産処分の手続き、会計の方法、会計年度などを規定した。（第58条から第60条まで）
- ホ 連盟の定款変更を行う場合の要件を規定した。（第61条）
- マ 法人税法上の「非営利性が徹底された法人」の要件を満たすよう剰余金の分配を行わない、解散時の残余財産の帰属について規定した（第62条、第63条）
- ミ 連盟の事務局の設置、職員の任免、地方本部、支部、委員会の設置根拠、公告方法等を規定した。（第64条から第67条まで）
- ム 連盟が実施する社員選挙以外の選挙の定員数、選挙権及び被選挙権の規定の仕方について規定した。（第68条）
- メ 連盟の運営に関する諸規則、規定類の制定、変更等の定め方について規定した。（第69条）
- モ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款の施行日、最初の代表理事、事業年度の開始日、会員の取扱い、最初の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の社員、社団法人日本アマチュア無線連盟と一般社団法人日本アマチュア無線連盟の事業報告等の取扱いについて規定した。（附則の1の項から6の項まで）

(2) 定款変更案

社団法人日本アマチュア無線連盟の定款の全部を次のように改正する。

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟(The Japan Amateur Radio League)と称し、JARLと略称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、日本におけるアマチュア無線の健全なる発達を図ることをもって、内外の電波利用による科学技術の振興、災害の防止と被災者の支援及び国際相互理解の促進に寄与し、併せてアマチュア無線家相互の友好を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 電波利用による科学技術の振興を図るための次の事業
 - ア 電波利用に関する調査、研究及び文献の収集
 - イ 電波利用に関する知識の普及及び電波利用技術の向上を図るための講習会、研究会、競技会等の開催並びに広報活動
 - ウ 電波利用秩序維持及び電波利用環境整備に関する事業
 - エ 機関紙並びに電波利用関係図書の発行、頒布及び斡旋
- (2) 災害の防止及び被災者の支援を図るための次の事業
 - ア 災害時に備えた非常通信の訓練及び災害発生時における非常通信の実施
 - イ 非常通信協議会の諸活動への参加及び協力
- (3) 国際相互理解の促進を図るための次の事業
 - ア 国際アマチュア無線連合(The International Amateur Radio Union : IARU)の日本支部としての業務
 - イ 諸外国のアマチュア無線団体との提携
- (4) 交信証及び受信証の転送事業
- (5) アマチュア無線に関する建議その他連盟の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 会員は、次の6種類とする。

- (1) 正員
 - (2) 社団会員
 - (3) 家族会員
 - (4) 准員
 - (5) 名誉会員
 - (6) 賛助会員
- (会員の資格)

第7条 本連盟の会員になろうとする者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正員 電波法に規定するアマチュア局の免許を有する者
- (2) 社団会員 電波法に規定するアマチュア局の免許を有する社団
- (3) 家族会員 正員と同居する個人のアマチュア局の免許を有する配偶者、親子又は兄弟姉妹
- (4) 准員 次の一に該当する者
 - ア 社団のアマチュア局の構成員であって、個人のアマチュア局の免許を有しない者
 - イ 将来アマチュア局を開設しようとする者
 - ウ 外国の主管庁からアマチュア局の免許を得ている者
 - エ 無線技術に興味を有する者
- (5) 名誉会員 次の一に該当する者
 - ア 本連盟の実施する事業に功績があり、理事会の決議を得て社員総会で推挙された者
 - イ 国際親善に寄与する外国人アマチュア無線家であって、理事会で認められた者
- (6) 賛助会員 本連盟の設立の趣旨に賛同し、本連盟の事業を援助する個人、法人又は団体

(入会)

第8条 本連盟の会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、所定の入会申込書を連盟に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその承認の可否を決定し、本人に通知するものとする。

(入会金、会費、賛助会費)

第9条 正員、社団会員、家族会員及び准員は、本連盟の目的を達

成するため、入会金(家族会員を除く。)及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

3 既に納入した入会金、会費及び賛助会費の返還を請求することはできない。

4 入会金、会費及び賛助会費(以下「会費等」という。)に関する事項は、社員総会において定める。ただし、災害により被災された会員の会費等の減免措置については、理事会において定めることができる。

(准員の取扱い)

第10条 正員であってアマチュア局の免許を失った者は、准員とする。

2 准員であって正員の資格を取得した者は、書面による申出により正員とする。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 死亡又は法人若しくは社団を解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の1箇月前までに本連盟に対して書面により届出なければならない。

2 会費を2箇月以上滞納した者は、退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 電波法第76条第3項の規定による無線局の免許の取消を受けたとき又は同法第79条第1項の規定による無線従事者の免許の取消を受けたとき
- (2) 本連盟の定款又は規則に違反したとき
- (3) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反する行為をしたとき
- (4) 会員として重要な義務を履行しないとき
- (5) その他正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、会長は除名した旨の通知をしなければならない。

(会員の権利)

第14条 会員の権利は、相続又は譲渡することができない。

2 会員(家族会員を除く。)は、機関紙の配布を受けることができる。

3 会員は、理事会の決議を経て別に定める方法により交信証及び受信証の転送を受けることができる。

4 会員は、本連盟の発行する証状及び刊行物について特典を受けるほか、本連盟が主催する事業に参加することができる。

(正員の権利)

第15条 正員は、連盟が実施する選挙の選挙権を有する。

2 正員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下、「一般社団・財団法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に連盟に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項に規定する定款の閲覧等の権利
- (2) 同法第32条第2項に規定する社員名簿の閲覧等の権利
- (3) 同法第50条第6項に規定する社員の代理権を証明する書面の閲覧等の権利
- (4) 同法第57条第4項に規定する社員総会の議事録の閲覧等の権利

- (5) 同法第 129 条第 3 項に規定する計算書類等の閲覧等の権利
- (6) 同法第 229 条第 2 項に規定する清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
- (7) 同法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に規定する合併契約等の閲覧等の権利

第 16 条 会費の滞納が 1 箇月に達した者は、第 14 条第 2 項及び第 3 項の権利を停止されることがある。ただし、2 箇月に満たない間に会費を納入したときは、遡及して権利の停止を解除する。
(会員の資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 17 条 会員が第 11 条又は第 13 条の規定により、その資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 4 章 社員

(社員の数、選出方法等)

第 18 条 本連盟の一般社団・財団法人法上の社員を 100 人以上、140 人以内とする。

2 社員を選出するため、正員による社員選挙を 2 年に一度、4 月に行う。社員選挙を行うために必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

3 社員は、正員の中から選ばれることを要する。正員は、前項の社員選挙に立候補することができる。

4 第 2 項の社員選挙において、正員は、他の正員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が社員を選出することはできない。

5 社員に欠員が生じ第 1 項に規定する社員の数の下限を下回ることとなった場合は、補充の選挙を行う。補充された社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了するときまでとする。
(社員の任期等)

第 19 条 社員の任期は、社員選挙を行った直後の定時社員総会の終結の時を始期として、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、社員が一般社団・財団法人法第 266 条第 1 項に規定する社員総会決議取消の訴え、同法第 268 条に規定する解散の訴え、同法第 278 条に規定する責任追及の訴え及び同法第 284 条に規定する役員解任の訴えを提起している場合(同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。

2 前項ただし書に規定する訴訟中の社員の地位に関しては、当該社員の同法第 63 条及び第 70 条に規定する役員選任及び解任並びに同法第 146 条に規定する定款変更についての議決権は有しないこととする。
(社員の資格等)

第 20 条 正員のうち、未成年者は、社員になることができない。

2 社員が、正員でなくなった場合には、社員の資格を失う。

第 5 章 役員

(役員の数、選任等)

第 21 条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 17 人以内

(2) 監事 2 人以内

2 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

(会長、副会長及び専務理事)

第 22 条 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務等)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、本連盟の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定める職務規定により、本連盟の業務を分担執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局の職員に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(役員任期等)

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された役員任期は、その選任時に在任する役員任期の満了するときまでとする。

(解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。ただし、専務理事には、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引

(3) 本連盟が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本連盟と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 顧問及び参与

(顧問)

第 29 条 本連盟に顧問を若干人おくことができる。

2 顧問は、理事会において任免する。

3 顧問は、本連盟の運営に関して、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(参与)

第 30 条 本連盟に参与を若干人おくことができる。

2 参与は、理事会において選出し任期を定めて会長が委嘱する。

3 参与は、会長の命を受けて、専門的な業務及びこれに係る総合調整に参与する。

4 参与は、無報酬とする。ただし、職務執行のために要する費用を支給することができる。

第 7 章 社員総会

(種類)

第 31 条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成及び議決権の数等)

第 32 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。

(権限)

第33条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、第35条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(開催)

第34条 定時社員総会は、毎年6月に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

(3) 前号の規定により請求した社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

(招集)

第35条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議によって、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合にあっては当該社員）は、社員総会の日の20日前までに、社員に対して、社員総会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長及び副議長)

第36条 社員総会の議長及び副議長は、会長が指名する者がこれに当たる。

(定足数)

第37条 社員総会は、この定款で別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第38条 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第39条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本連盟に提出することにより、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決等の省略)

第40条 理事又は社員が社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その議事の経過の概要及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、副議長及び社員総会の場で議長が指名した署名人3人以内が、これに署名若しくは記名押印しなければならない。

(社員総会の議事運営)

第42条 社員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める社員総会議事運営規程によるものとする。

第8章 理事会

(構成)

第43条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第44条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本連盟の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) 一般社団・財団法人法第38条第1項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な事務局の職員の選任及び解任

(4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 本連盟の業務の適正を確保するための体制整備

(6) 第53条第1項の規定に基づく役員等の責任の免除

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項又は第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき

(招集)

第46条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事又は前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は同項第4号（監事が招集するときを除く。）に該当する場合には、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第49条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、代表理事の解職は、出席した理事の3分の2以上の議決を経なければ行うことができない。

(理事会の決議等の省略)

第50条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告は除く。）を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

(理事会の運営)

第52条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て定める理事会規定によるものとする。

第9章 役員の損害賠償責任

(役員の責任免責)

第53条 本連盟は、理事会の決議によって、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本連盟に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員の同意がなければ免除することはできない。

第10章 財産及び会計

(財産の構成)

第54条 本連盟の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第55条 本連盟の財産の維持管理、処分及び運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て定める会計規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第56条 本連盟の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第57条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の監査を受けた事業報告書並びに貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

3 会長は、前項の理事会の承認を受けた事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

4 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表及び損益計算書は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

5 会長は、第3項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

6 本連盟は、法務省令に定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第58条 本連盟が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本連盟が重要な財産を処分又は譲り受ける場合にあっては、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

第59条 本連盟の会計は、一般的に妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(会計年度)

第60条 本連盟の会計年度は、第5条に定める事業年度による。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第61条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(剰余金)

第62条 本連盟は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第63条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 雑則

(事務局)

第64条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長、技術研究所長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(地方本部及び支部)

第65条 本連盟は、総務省総合通信局の管轄区域毎に地方本部を置くとともに、原則として都道府県毎に支部を置く。

2 地方本部及び支部の組織等については、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会)

第66条 本連盟は、専門の事項に関し、理事会を補佐するために委員会を設ける。

2 委員会には、委員長1名、委員若干人を置く。

3 委員長は、会員の中から理事会の決議を経て選任し、委員は、委員長の推薦によって会長が委嘱する。

4 委員会の設置、運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(公告)

第67条 本連盟の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(選挙)

第68条 第4章に定める社員選挙以外の選挙に関する定員数、選挙権及び被選挙権については、社員総会の決議を経て定める。

2 前項の選挙の手続きについては、理事会の決議を経て別に定める。

(委任)

第69条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に関する必要な規則・規程・規定の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本連盟の第22条第2項に規定する最初の代表理事は原 昌三とし、同項に規定する最初の業務執行理事は日野岳 充とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の開始日とする。

- 4 第1項の設立の登記の日において、社団法人日本アマチュア無線連盟の会員であった者は、この定款施行の日において一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会員とみなす。
- 5 この定款の施行後の最初の社員は、第18条と同じ方法であらかじめ行う社員選挙において最初の社員として選出された者とし、その任期は、第19条第1項の規定に係らず、一般社団法人の設立登記を行った時から、平成26年に開催する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 第1項の設立の登記を行った年度の事業計画及び収支予算は、社団法人日本アマチュア無線連盟の事業計画及び収支予算をそのまま継続して使用する。ただし、一般社団法人の設立の登記の日後最初に開催する社員総会の場において、第3項の規定により社団法人日本アマチュア無線連盟であった日までの当該年度の事業報告及び決算報告並びに一般社団法人の設立の登記後の一般社団法人日本アマチュア無線連盟として行った事業報告及び決算報告を分けて報告しなければならない。

2 規則の全面改正について

(1) 改正の概要

- ア 連盟の規則の目的、表象、地方本部の名称、地方本部の構成を規定した。(第1条から第4条まで)
- イ 支部の名称、支部の構成を規定した。(第5条、第6条)
- ウ 会員の入会手続き、入会申込書に記載していただく事項等を規定した。(第7条)
- エ 賛助会員の入会手続きを規定した。(第8条)
- オ 会員の氏名、住所、呼出符号等に変更があった場合の手続き等を規定した。(第9条)
- カ 会員台帳の取扱いと個人情報保護について規定した。(第10条、第11条)
- キ 入会金と会費の額を規定した。(第12条、第13条)
- ク 退会の手続き等を規定した。(第14条、第15条)
- ケ 交信証と受信証の転送を規定した。(第16条)
- コ 会員が脱会等の場合は、会員台帳から削除することを規定した。(第17条)
- サ 会員への通知、交信証等の郵便物の送付先は、会員台帳に記載された住所とすると規定した。(第18条)
- シ 連盟が行う選挙は、社員を選出する選挙と理事の候補者の選挙の2種類と規定した。(第19条)
- ス 社員を選出する選挙は、地方本部区域毎の選挙と支部区域毎の選挙の2種類とし、理事の候補者を選出する選挙は全国単位の選挙と地方本部区域毎の選挙の2種類として、それぞれの選出する人数を規定した。(第20条)
- セ 選挙権及び被選挙権を規定した。(第21条、第22条)
- ソ 選挙に立候補する者の推薦について規定した。(第23条)
- タ 選挙管理会の設置根拠と選挙管理会構成員の制限を規定した。(第24条、第25条)
- チ 理事候補者の条件、各2名の理事、監事の候補者の理事会の推薦とその推薦基準、役員が欠けた場合の措置について規定した。(第26条から第28条まで)
- ツ 社員からの臨時社員総会要求をする場合の手続きを規定した。(第29条)
- テ 社員総会を欠席する社員が個々の議案の賛否を表す議決権行使書面について規定した。(第30条)
- ト 社員総会での役員選任の議決方法を規定した。(第31条)
- ナ 連盟の事務局の業務遂行と就業規則の設置根拠を規定した。(第32条、第33条)
- ニ 委員会の報告書と検討終了後の解散について規定した。(第

34条、第35条)

- ヌ 地方本部の構成と地方本部役員の任期、地方本部長の職務などを規定した。(第36条、第37条)
- ネ 支部長、監査長、会計幹事及び会計監査の選任方法と職務並びに地方本部役員会議及び地方本部の構成・運営に関する事項の定め方について規定した。(第38条から第43条まで)
- ノ 支部の構成について規定した。(第44条)
- ハ 連盟の告示、機関紙、功績者の表彰について規定した。(第45条から第47条まで)
- ヒ 規則の施行日、役職者の取扱い、地方本部長職の取扱い及び会費前納者の会費納入の取扱いを規定した。(附則の1の項から4の項まで)

(2) 規則改正案

社団法人日本アマチュア無線連盟の規則の全部を次のように改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款を施行するために必要な大綱を定めることを目的とする。

(表象)

第2条 本連盟の表象は、次のとおりとする。



第2章 地方本部

(地方本部の名称)

第3条 地方本部の名称は、次のとおりとする。

- (1) 関東地方本部
 - (2) 東海地方本部
 - (3) 関西地方本部
 - (4) 中国地方本部
 - (5) 四国地方本部
 - (6) 九州地方本部
 - (7) 東北地方本部
 - (8) 北海道地方本部
 - (9) 北陸地方本部
 - (10) 信越地方本部
- (地方本部の構成)

第4条 地方本部は、地方本部内の支部をもって構成する。

第3章 支部

(支部の名称)

第5条 支部の名称は、原則として各都道府県名を付した支部の名称とする。

(支部の構成)

第6条 支部は、支部の存する都道府県内に住所を有する定款第6条第1号から第4号までに該当する会員をもって構成する。

2 支部の設置及び統廃合は、理事会において決める。

第4章 会員

(正員、社団会員、家族会員及び准員の入会手続き)

第7条 正員、社団会員、家族会員及び准員の入会申込みは、理事会の決議を経て別に定める様式の入会申込書に入会金(家族会員を除く。)及び会費を添えて、事務局に提出するものとする。

2 入会申込書には、次に掲げる事項を記載するものとし、これらの事項を会員台帳に登録する。なお、会員台帳には、登録事項に変更があった場合の登録変更年月日を付記する。

- (1) 氏名(社団会員の場合は、名称及び代表者の氏名とする。)
- (2) 生年月日(社団会員の場合は、代表者のものとする。)
- (3) 住所(郵便局の私書箱あてのものは住所として取扱わない。なお、社団会員の場合は、事務所の所在地とする。)

- (4) 電話番号
 (5) E-mail アドレス
 (6) 会員の種別
 (7) 会費の納入期間
 (8) 入会年月日（登録年月日とする。）
 (9) アマチュア局の呼出符号（正員、社団会員又は家族会員に限る。）
 (10) アマチュア局の免許の有効期間
- 3 連盟は、第1項の規定による入会申込があった場合は、審査のうえ、入会が認められた者には、毎月7日に会員台帳に登録し、会員証を発行して本人にその旨を通知する。
- 4 准員である場合には、准員ナンバーを指定し、准員ナンバーを会員台帳に登録する。
- 5 連盟は、入会が認められなかった者には、その旨を通知するとともに、入会にかかる入会金及び会費を返却する。
 （賛助会員の入会手続き）
- 第8条 賛助会員の入会申込は、別に定める様式に賛助会費の口数を記入した入会申込書に、口数に応じた年会費を添えて事務局に提出するものとする。
- 2 連盟は、前項の規定による入会申込があった場合は、審査のうえ、承認されたときは、その旨を通知する。
- 3 連盟は、入会が認められなかった者には、その旨を通知するとともに、入会申込書に添えられた会費を返却する。
 （氏名、住所等の変更）
- 第9条 会員は、会員台帳に登録されている氏名、住所、呼出符号等に変更を生じた場合には、別に定める様式により、速やかに連盟に届けなければならない。
- 2 連盟は、前項の届出がなされた場合には、速やかに会員台帳を修正する。
- 3 第1項の変更が会員の種別である場合には、新たな会員証を発行するものとする。
 （会員台帳の閲覧）
- 第10条 会員台帳は、連盟事務局に備え付ける。
- 2 会員は、連盟に申し出て、前項の会員台帳に記載された自己に係るものを閲覧することができる。
 （個人情報の保護）
- 第11条 連盟は、連盟が定める個人情報保護法関連規定（一般社団法人日本アマチュア無線連盟のセキュリティポリシー）に従い、会員台帳に登録した個人情報の保護を図らなければならない。
 （入会金）
- 第12条 定款第9条第1項に定める入会金は、1,000円とする。ただし、入会促進のために理事会が必要であると認める場合には、期間を限定して入会金を減免することができる。
 （会費）
- 第13条 正員、社団会員、家族会員及び准員の会費は、次のとおりとする。
- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 正員及び准員（第4号に規定する者を除く。） | 年額 7,200円 |
| (2) 社団会員 | 年額 10,800円 |
| (3) 家族会員 | 年額 3,600円 |
| (4) 外国に住所を有する正員及び准員 | 年額 9,000円 |
- 2 会費は、年額単位で納入するものとする。ただし、特に理事会が承認した場合は、これによらないで納入することができる。
- 3 第1項第1号及び第2号に掲げる者が、一度に3年分の会費を前納する場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 第1項第1号に掲げる者 | 20,400円 |
| (2) 第1項第2号に掲げる者 | 30,600円 |
- 4 賛助会員の納入する賛助会費の金額は、1口につき年額10,000円とする。
 （退会の手続き）
- 第14条 会員が退会するときには、別に定める様式によって事務局に届けなければならない。
 （免許の取消し等の届出）
- 第15条 会員は、電波法第76条第3項の規定による無線局の免許

の取消しを受けた場合又は同法第79条第1項の規定による無線従事者の免許の取消しを受けた場合には、速やかにその旨を連盟に届けなければならない。

（交信証及び受信証の転送）

第16条 正員、社団会員及び家族会員は、会員台帳に登録されている呼出符号の交信証及び受信証の転送サービスを受けることができる。

2 准員は、会員台帳に登録されている准員ナンバーの受信証の転送サービスを受けることができる。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、会員台帳に登録されている呼出符号又は准員ナンバー以外の呼出符号の交信証若しくは准員ナンバーの受信証の転送サービスを受けようとする場合には、別に定める手数料を添えて連盟に申し出るものとする。

（会員名簿からの削除）

第17条 会員が退会し、又は除名されたときには、会員台帳から削除する。

（郵便物等の送付先）

第18条 連盟の会員に対する通知、交信証及び受信証の転送、機関紙の送付は、会員台帳に記載された住所に対して行う。

第5章 選挙

（選挙）

第19条 連盟の行う選挙は、次のとおりとする。

(1) 定款第18条第2項に規定する社員を選出する選挙

(2) 第26条第1項に規定する理事の候補者を選出する選挙
 （選挙の方法及び定数）

第20条 前条第1号に規定する社員を選出する選挙のうち84人は、地方本部区域毎に次のとおり正員の中から正員の選挙により選出する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 関東 | 20人 |
| (2) 東海 | 12人 |
| (3) 関西 | 12人 |
| (4) 中国 | 8人 |
| (5) 四国 | 4人 |
| (6) 九州 | 8人 |
| (7) 東北 | 8人 |
| (8) 北海道 | 4人 |
| (9) 北陸 | 4人 |
| (10) 信越 | 4人 |

2 前項に規定するもののほか、支部区域毎に社員1人を正員の中から正員の選挙により選出する。

3 前条第2号に規定する理事の候補者を選出する選挙は、全国から5人と地方本部区域毎に1人を正員の中から正員の選挙により選出する。

（選挙権）

第21条 選挙権は、選挙告示のあった翌月7日現在の会員台帳に登録され、かつ、会費を納入している正員である者が有し、呼出符号を2以上登録している場合であっても1人1個とする。

（被選挙権）

第22条 被選挙権は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1号の社員を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 第20条第1項又は第2項に規定する選出されることとなる当該地方本部区域内又は支部区域内に住所を有する者であること

(2) 第19条第2号の理事の候補者を選出する選挙の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当する者でなければならない。

ア 引き続き3年以上の正員歴を有する者であること

イ 全国の区域内から選出する理事の候補者にあつては日本国

内に住所を有し、地方本部区域毎に選出する理事の候補者にあつては当該地方本部区域内に住所を有する者であること
ウ 別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しない者であること

2 次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。

- (1) 正員以外の会員
- (2) 日本の国籍を有しない者
- (3) 満 20 歳に達しない者
- (4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者
(立候補者の推薦)

第 23 条 第 19 条第 1 号の社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3 人以上の正員の推薦がなければならない。

2 第 19 条第 2 号の理事の候補者を選出する選挙に立候補しようとする者は、10 人以上の正員の推薦がなければならない。

(選挙管理会)

第 24 条 選挙に関する事務を管理するため選挙管理会を置く。

2 選挙管理会の組織並びに選挙及び異議の申立ての手續きについては、理事会の決議を経て別に定める。

第 25 条 選挙管理会の構成員は、連盟の選挙に立候補すること及び第 23 条に規定する立候補者の推薦をすることはできない。

第 6 章 役員

(役員を選出)

第 26 条 定款第 21 条第 2 項の社員総会の決議を受けて理事に選任しようとする候補者は、正員の中から全国の区域又は地方本部区域毎に正員による選挙によって選ばれた者とする。ただし、正員の中から定員 2 名を超えない範囲で理事会において推薦した者を理事の候補者とすることができる。

2 定款第 21 条第 2 項の社員総会の決議を受けて監事に選任しようとする候補者は、正員の中から定員 2 名を超えない範囲で理事会において推薦した者を監事の候補者とする。

(役員候補者の推薦基準)

第 27 条 前条第 1 項ただし書及び前条第 2 項に規定する理事会において推薦する理事及び監事の候補者の推薦基準は、次のいずれかとする。

- (1) 正員であつて、専門分野における学識経験を有し、連盟の業務執行上適当である者
- (2) 事務局の管理者であつて、連盟の運営上適当である者
(役員が欠けた場合の措置)

第 28 条 第 26 条第 1 項本文の規定により社員総会で議決を経て理事になった者に欠員を生じた場合であつて、同項の選挙において次点の者がいた場合には当該次点者を候補者とし、次点の者がいない場合には新たに選挙を実施して理事の候補者を選出して、社員総会において理事の選任の議決を行うものとする。ただし、理事会が欠員となった理事の任期の残存期間を勘案して特に決議したときは、欠員を補充しないことができる。

2 第 26 条第 1 項ただし書の規定により理事会で推薦を受けて社員総会の議決を経て理事となった者又は同条第 2 項の規定により理事会で推薦を受けて社員総会の議決を経て監事になった者に欠員が生じた場合には、理事会において理事又は監事の候補者を選出し社員総会の議決を経て選任する。ただし、理事会が欠員となった理事又は監事の任期の残存期間を勘案して特に決議したときは、欠員を補充しないことができる。

第 7 章 社員総会

(臨時総会の招集請求)

第 29 条 定款第 34 条第 2 項第 2 号の規定により、議決権の 5 分の 1 以上を有する社員が社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって臨時社員総会の招集請求をする場合には、議決権の 5 分の 1 以上を有することを書面をもって明らかにしなければならない。

(議決権行使書)

第 30 条 定款第 39 条第 1 項に規定する議決権行使書の様式及び代理権を証明した委任状の様式は、理事会の決議を経て別に定める。

2 定款第 39 条第 1 項に規定する議決権行使書面は、社員総会の日時の直前の連盟の業務時間終了時 (18 時 00 分) までに連盟に提出しなければならない。

(役員選任の議決方法)

第 31 条 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者毎に議決を行う。ただし、第 20 条第 3 項に規定する理事の候補者の選挙の結果と議決権行使書面による議決権の行使の結果により、役員を選任の議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られると判断することができる場合には、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で議決をすることを社員総会に出席している社員に諮り、それに異議がないときは、役員候補者の選任議案を一括で議決することができる。

第 8 章 事務局

(業務の遂行)

第 32 条 事務局は、専務理事の指揮のもとに連盟の業務を遂行する。

(就業規程)

第 33 条 事務局職員の就業に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 9 章 委員会

(委員会の報告)

第 34 条 連盟が設置した委員会が設置目的である検討事項の検討を完了したときは、委員長から会長に報告書を提出するものとする。なお、年度を越えて検討を継続する場合には、各年度ごとに中間報告を行わなければならない。

(解散)

第 35 条 会長は、委員長から検討完了の報告を受けた時は、理事会に諮ってこれを解散することができる。

第 10 章 地方本部組織

(地方本部役員構成)

第 36 条 地方本部には、次の地方本部役員を置く。

- (1) 地方本部長、支部長、監査長、会計幹事及び会計監査各 1 人
 - (2) 地方本部組織運営規程に定める幹事 若干人
- 2 地方本部役員任期は、2 年とし、改選は地方本部長と同時期とする。ただし、再任を妨げない。

(地方本部長)

第 37 条 地方本部長は、第 20 条第 3 項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった者がその任にあたる。

2 地方本部長は、次の職務を行う。

- (1) 当該地方本部内の支部相互の連絡調整を行い、各支部を掌握し、理事会で承認された業務を行うこと
- (2) 毎年 1 月末日までに地方本部の事業計画案及び収支予算案を作成して理事会に提出し、その承認を受けること
- (3) 四半期ごとに専務理事に当該地方本部費の収支報告を行うこと
- (4) 毎年 4 月 10 日までに地方本部の前年度の事業報告書及び決算報告書を作成し、理事会に提出すること
- (5) 業務の円滑な遂行を図るために、前条第 1 項の役員を招集し、地方本部会議を開催すること
- (6) その他地方本部の業務遂行に必要な事項を実施すること
(支部長)

第 38 条 支部長は、第 20 条第 2 項の規定による支部区域毎に実施された社員選出の選挙により社員となった者がその任にあたる。ただし、第 20 条第 2 項の規定により選出された社員がいない支部又は社員が欠けた支部 (社員が欠けたことにより定款第 18 条第 1 項に規定する社員数を下回ることとなる場合の支部を除く。) にあつては、支部区域の中の地方本部長が推薦した正員に会長が委嘱する。

2 支部長は、次の職務を行う。

- (1) 支部の会員を把握し、支部の活動を推進すること

- (2) 支部の会員の意見、要望の掌握に努めること
- (3) 所属する地方本部の活動を支援し協力すること

(監査長)

第39条 監査長は、その区域に在住する正員の中から当該地方本部長が選任する。

2 監査長は、当該地方本部の監査指導業務を掌理する。
(会計幹事)

第40条 会計幹事は、その区域に在住する正員の中から地方本部長が選任する。

2 会計幹事は、当該地方本部の会計及び財産の管理を行う。
(会計監査)

第41条 会計監査は、その区域内に在住する正員の中から当該地方本部長の推薦により会長が委嘱する。

2 会計監査は、監事の指示のもとに、地方本部の会計及び財務の監査にあたる。
(地方本部役員会議)

第42条 会長は、連盟事業の円滑な運営を図るため、必要があると認める時は第36条第1項の関係役員を招集し会議を開催することができる。

(地方本部の組織、運営)

第43条 地方本部の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 支部組織

(支部の構成、運営等)

第44条 支部の役員の配置及びその選任並びに運営に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 雑則

(告示)

第45条 本連盟の告示は、連盟事務局に掲示して行う。

2 前項の告示は、告示する日の直近に発行する機関紙にも掲載するものとする。

(機関紙)

第46条 連盟の機関紙は、JARL NEWSとする。

2 前項の機関紙は、原則として雑誌又は電子形式により会員に配布するものとする。

(功績の表彰等)

第47条 本連盟の事業に功績のあった者の表彰及び本連盟の各種行事に優秀な成績を収めた者の表彰に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 第1項の設立の登記の日に次の役職についている者の取扱いは、次のとおりとし、その任期は、それぞれ任期終了時に開催される社員総会の終了の時までとする。

(1) 社団法人日本アマチュア無線連盟の理事又は監事であった者は、第1項の設立の登記の日において定款第21条第1項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の理事又は監事とみなす。

(2) 社団法人日本アマチュア無線連盟の会長、副会長及び専務理事の職にあった者は、第1項の設立の登記の日において定款第22条第1項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会長、副会長及び専務理事とみなす。

3 社団法人日本アマチュア無線連盟の地方本部長であった者は、第1項の設立の登記の日において第37条第1項の一般社団法人日本アマチュア無線連盟の地方本部長とみなす。

4 社団法人日本アマチュア無線連盟の規則の平成14年7月7日施行の付則第2項の規定により、会費の納入を免除されている者の会費の納入については、第13条第1項の規定に係らず、なお当分の間免除する。

3 選挙規程の全面改正について

(1) 改正の概要

- ア 選挙規程を定める目的を明記した。(第1条)
- イ 選挙の実施区分と選挙権を有する者を規定した。(第2条)
- ウ 選挙を実施する際の告示の内容を規定した。(第3条)
- エ 立候補の締切日と立候補の告示を規定した。(第4条、第5条)
- オ 任期満了に伴う選挙の実施期間を規定した。(第6条)
- カ 再選挙及び補充選挙を実施する場合を規定した。(第7条)
- キ 立候補の届け出の際の必要書類と手続きを規定した。(第8条)
- ク 立候補届を受けた場合の選挙管理会の審査と手続きを規定した。(第9条)
- ケ 重複する選挙での立候補の禁止を規定した。(第10条)
- コ 補充選挙の制限を規定した。(第11条)
- サ 候補者の告示と立候補状況のWeb掲載を規定した。(第12条)
- シ 候補者の辞退を規定した。(第13条)
- ス 立候補の辞退をした者の再立候補の手続きを規定した。(第14条)
- セ 選挙広報の実施方法と掲載文書を規定した。(第15条、第16条)
- ソ 選挙活動の禁止事項を規定した。(第17条)
- タ 選挙の方法と投票数を規定した。(第18条、第19条)
- チ 投票用紙と投票の方法を規定した。(第20条、第21条)
- ツ 開票作業を実施する場所、日時を規定した。(第22条)
- テ 開票立会人の人数、選定方法、開票立会人の規律等を規定した。(第23条)
- ト 無効票とする投票の内容と効力に疑問がある投票の取扱いを規定した。(第24条)
- ナ 当選人の確定と繰上げ当選、無投票当選を規定した。(第25条から第27条まで)
- ニ 投票の取止めをするものと選挙結果の通知を規定した。(第28条、第29条)
- ヌ 異議の申立てができる者と異議申立ての手続きを規定した。(第30条、第31条)
- ネ 異議申立てがあった場合の選挙管理会の裁定と処分の範囲を規定した(第32条、第33条)
- ノ 選挙管理会の所掌範囲、業務内容、構成、任期、選挙管理会会長、選挙管理会の招集権者、選挙管理会の開催、記録の保存等選挙管理会の運営を規定した。(第34条から第43条まで)
- ハ 選挙規程の施行日を規定した。(附則)

(2) 選挙規程改正案

選挙規程の全部を次のように改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、規則第19条第1号に規定する社員を選出する選挙に関する事項、同条第2号に規定する理事の候補者を選出する選挙に関する事項及び規則第24条第2項に規定する選挙管理会の組織並びに選挙及び異議の申立てに関する手続きを定めるために定款第68条第2項及び第69条の規定にしたがって制定し、もって、選挙を公開かつ適正に行うことを目的とする。

第2章 選挙の区域

(選挙の区域)

第2条 規則第20条第1項に規定する地方本部区域毎に社員を選出する選挙は、当該地方本部区域内の選挙権を有する正員(以下「選挙人」という。)によって行う。

2 規則第20条第2項に規定する支部の区域毎に社員を選出する選挙は、当該支部区域内の選挙人によって行う。

- 3 規則第20条第3項の全国又は地方本部区域内から理事の候補者を選出する選挙は、全国又は当該地方本部区域内の選挙人によって行う。

第3章 選挙の告示 (選挙の告示)

第3条 選挙を開始する場合には、選挙管理会が次の各号を告示する。

- (1) 選挙の種類
- (2) 当該選挙の定数
- (3) 立候補の締切りの日時
- (4) 候補者公表の方法
- (5) 投票締切りの日時
- (6) 開票の場所及び日時
(立候補の締切りの日)

第4条 立候補の締切りの日は、当該選挙の告示の日から15日を経過した日以降とする。

(立候補の告示)

第5条 第3条の告示は、連盟事務局に掲載して行う。

2 前項の告示の写しは、直近の連盟機関紙に掲載する。

第4章 選挙の時期 (任期満了に伴う選挙)

第6条 社員又は理事の任期満了に伴う選挙は、その任期満了前6箇月以内に行う。

(再選挙及び補充選挙)

第7条 社員選挙の立候補を締め切った結果、立候補者の数が定款第18条第1項に規定する社員数を下回る場合は、その事由の生じた日から起算して5箇月以内に定数に達しない区域で社員の再選挙を行う。

2 社員に欠員が生じ、定款第18条第1項に規定する社員数の下限を下回ることとなった場合は、その事由の発生した日から5箇月以内に定数を下回った区域で社員の補充選挙を行う。ただし、規則第38条第1項ただし書きの規定により、会長が支部長を委嘱した支部区域にあっては、補充選挙は行わない。

3 規則第20条第3項の理事の候補者の選挙の立候補者がいない場合若しくは理事の候補者が定数に達しない場合は、当該選挙の立候補締切りの日の翌日から起算して5箇月以内に再選挙を行う。

4 規則第26条第1項に規定する理事に欠員が生じて選挙を必要とする場合は、その事由の発生した日から5箇月以内に補充選挙を行う。

5 選挙の無効が確定した場合は、当該無効と確定した選挙について無効が確定した日の翌日から起算して5箇月以内に再選挙を行う。

第5章 候補者 (立候補の届出)

第8条 選挙に立候補しようとするときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに選挙管理会会長(以下「選管会長」という。)あての立候補届に規則第23条に規定する正員の推薦書、本人のアマチュア局の無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、連盟事務局に提出しなければならない。また、理事の候補者の選挙に立候補しようとする者にあつては、次のものも添付しなければならない。

- (1) 選挙公報に掲載するための文書
 - (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に規定する役員の欠格事由に該当しないことを誓約した誓約書
- 2 前項の立候補届の様式は、選挙管理会が定める。
- 3 立候補届を送付するときは、配達記録が残る郵便等によらなければならない。
- 4 選挙公報に掲載するための文書の記載様式及び電子的記載様式は、選挙管理会で定めたものでなければならない。
(資格審査)

第9条 立候補届を受け付けた選挙管理会は、遅滞なく候補者の資格審査を行い、適格であるときは、届出人に受理の証を発行しなければならない。また、不適格であるときは、理由を記載した文書を添えて、当該立候補届を返却するものとする。

(重複立候補の禁止)

第10条 候補者は、規則第19条各号に規定する選挙に重複して立候補することはできない。

第11条 社員又は理事は、退任後又は退任を認められた後でなければ、社員又は理事の候補者選出の補充選挙に立候補することはできない。

(候補者の告示)

第12条 選挙管理会は、当該選挙の立候補締切りの後、遅滞なく候補者の呼出符号及び氏名を告示する。なお、立候補受付期間の途中の時点で立候補者の受付状況を受付順に連盟のWeb上に掲載する。

2 候補者の告示の掲載順は、選挙管理会が行う抽選による。

(立候補の辞退)

第13条 候補者であることを辞退するときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに、文書により届出なければならない。

(再立候補)

第14条 候補者であることを辞退した者が再度立候補をするときは、立候補締切りの日時前である限りできるものとする。ただし、改めて第8条に規定する手続きをとらなければならない。

第6章 選挙公報及び選挙運動 (選挙公報)

第15条 選挙管理会は、次条に定める文書を掲載した選挙公報を投票締切日の20日前までにJARLのWebサイトに掲載する。

2 選挙公報は、連盟の機関紙を使用することができる。

(選挙公報の掲載文書)

第16条 第8条第1項第1号に定める選挙公報に掲載するための文書には、少なくとも本人の呼出符号、氏名及び立候補の所信が掲載されていなければならない。

2 前項の文書には、他人の名誉を傷つけ、信用を損なうような表現をしてはならない。また、不実の記載をしてはならない。

3 選挙管理会が前項に抵触すると判断した時は、当該部分の訂正又は削除を勧告し、勧告に応じないときは削除することができる。
(選挙運動)

第17条 選挙運動は、連盟の組織名若しくは役職名を使用して特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。

2 選挙管理会の管理者及び連盟の職員は、特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。

第7章 投票 (選挙の方法)

第18条 選挙は、投票によって行う。

2 投票は、選挙管理会の交付する投票用紙によって行う。この場合において、投票用紙は、選挙管理会が交付する封筒に封入するものとする。

3 投票は、郵送によって行うことを原則とする。

(投票数)

第19条 投票は、規則第20条各項に規定する選挙の区分ごとに1名の立候補者に対して投票することができる。

(投票用紙)

第20条 投票用紙は、投票締切りの少なくとも20日前に郵送する。
(投票の方法)

第21条 投票の方法は、あらかじめ候補者の呼出符号及び氏名を投票用紙に印刷し、記号を付す投票方法による。

2 前項の規定による投票方法のほか、選挙人自らが候補者の呼出符号及び氏名を記載する方法によることができる。

第8章 開票 (開票)

第22条 開票は、あらかじめ告示した場所及び日時に開始するも

のとする。

(開票立会人)

第23条 選挙管理会は、開票立会人を5人以内おくことができる。

2 候補者は、選挙人の中から本人の同意を得て、開票立会人しようとする者1人を定め、当該選挙の投票締切り日の14日前までに、選挙管理会に届出ることができる。

3 前項の規定により届出のあった者が5人を超えないときは、その者を、5人を超えるときは、届出のあった者の中から選挙管理会が抽選により5人を、開票立会人とする。

4 開票立会人を決定したときは、届出人にその旨を通知する。

5 開票立会人は、選挙管理会の指示に従って開票作業中行動しなければならない。

6 候補者並びに社員、役員及び報道関係者は、開票立会人になることはできない。選挙管理会の管理者及び事務局職員も同様とする。

(無効投票)

第24条 次の投票は、無効とする。

(1) 選挙管理会の交付した投票用紙を用いないもの

(2) 複数の候補者に投票したもの

(3) 投票用紙に記載しなければならない事項以外の事項を記載したもの

(4) どの候補者に投票したかを確認ができないもの

(5) 投票締切りの日時以降に到着したもの

2 投票の効力に疑問があるときは、選挙管理会の合議によって決定する。

第9章 当選人

(当選人の確定)

第25条 選挙管理会は、各選挙において、有効投票の最多数を得たものから順次当該選挙の定数までの者を当選人と確定する。

2 選挙管理会は、当該選挙において、得票数が同数であるときは抽選を行って当選人を決める。

(当選人の繰上げ)

第26条 選挙管理会は、当選人が死亡し又は社員若しくは正員でなくなったために当選人に欠員が生じたときは当該選挙の得票数によって順次当選人を繰上げ補充する。

2 当選人が、当選人であることを辞退したとき、又は選挙の異議申立ての裁定が確定し当選人が欠けたときも同様とする。

(無投票当選)

第27条 選挙管理会は、当該選挙の立候補届出締切りの後、候補者が当該選挙の定数を超えないときは、立候補締切りの日の翌日、当該選挙の候補者を当選者とする。

(投票の取止め)

第28条 選挙管理会は、前条の規定により無投票当選とするとき、又は立候補届出締切り後、候補者がいないときは投票を行わないこととし、その旨の告示をしなければならない。

(選挙結果の通知等)

第29条 選挙管理会は、遅滞なく、当該選挙の結果を候補者に通知するとともに、告示しなければならない。

2 前項の告示は、連盟事務局に掲示して行う。

3 第1項の告示の写しは、直近の連盟機関紙に掲載する。

第10章 異議

(異議の申立て)

第30条 選挙に関する異議申立ては、選挙人又は被選挙人のみが行うことができる。

2 異議申立ての裁定の際の事実認定は、証拠に基づくものとする。
(異議の申立て手続き)

第31条 選挙に関する異議の申立ての提起を行うときは、選挙管理会に異議申立ての文書を提出しなければならない。

2 前項の異議申立て文書には、申立人の呼出符号及び氏名、被申立人の呼出符号及び氏名、又はこれに代わるべきもの、並びに異議申立ての事実及び求める処分を明記するとともに、異議の申立ての正当性を立証する証拠を添付しなければならない。

3 異議申立ては、選挙結果を告示した日から20日を経過した日までに提起することができる。

(選挙管理会の裁定等)

第32条 選挙管理会が異議申立てを受理したときは、遅滞なく被申立人にその申立ての内容を通知し、必要と認めるときはその釈明を求めることができる。また、裁定に必要であると判断するときは、申立人に陳述を求め若しくは事実の調査を行うことができる。

2 裁定は、異議申立てを受理した日から30日以内に行わなければならない。

3 選挙管理会の下した裁定には、申立人及び被申立人は従わなければならない。

4 選挙管理会は、裁定が確定したときには裁定の結果を申立人に対して通知するとともに、その要旨を告示しなければならない。
(裁定による処分の範囲)

第33条 選挙管理会が、選挙に関する異議申立てに基づく裁定によって、とり得る処分の範囲は次のとおりとする。

(1) 関係者に対する勧告

(2) 関係者に対する警告

(3) 当選の取消し

(4) 選挙の無効

第11章 選挙管理会

(所掌範囲等)

第34条 選挙管理会は、社員及び理事候補者の選挙事務を管理する。

2 選挙管理会の事務所は、連盟事務局とする。

(業務)

第35条 選挙管理会の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条及び第12条に規定する選挙告示に関する事務

(2) 第8条及び第41条に規定する立候補届けの管理に関する事務

(3) 第9条に規定する候補者の資格審査に関する事務

(4) 第15条に規定する選挙に関する公報事務

(5) 第16条に規定する選挙公報に関する事務

(6) 第17条に規定する選挙運動に関する監督及び指示

(7) 第18条から第24条までに規定する投票、開票に関する管理事務

(8) 第25条から第29条までに規定する選挙の結果に関する事務

(9) 第30条から第33条までに規定する選挙に関する異議申立ての裁定及び裁定事務並びに裁定確定による措置

(10) 選挙に関する内規を定める事務

(11) その他選挙に関する事務

(構成等)

第36条 選挙管理会は、管理者5人で構成する。

2 前項の管理者は、社員及び役員以外の正員の中から、理事会の議決により選出し、連盟会長が委嘱する。

(任期等)

第37条 管理者の任期は、2年とする。ただし、補充された者の任期は、その前任者の残存期間とする。

2 管理者の任期の始期は、任期の満了を迎えた社員の選出のための選挙の行われた年度の翌年度の4月1日とする。

3 管理者は、正員でなくなった場合には退任しなければならない。

4 管理者は、退任する場合において後任の管理者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。

5 管理者に欠員を生じた場合には、速やかにその補充をしなければならない。
(選管会長)

第38条 管理者の互選により、選管会長を選定する。

2 選管会長は、選挙管理会を代表し、選挙管理会の会務を掌理する。

3 選管会長に事故が生じた時には、選挙管理会で定めた順による管理者が会務を代行する。

(招集)

第39条 選挙管理会は、選管会長が招集する。

2 2人以上の管理者から選挙管理会招集の請求がある時には、選管会長は、これを招集しなければならない。

(開催)

第40条 選挙管理会は、その管理者の3人以上の出席がなければ開くことができない。

2 選挙管理会の議事は、出席した管理者の過半数で決し、可不同意のときは選管会長の決するところによる。

(記録の保存等)

第41条 選挙管理会は、次に掲げる事項の記録の作成、書類の保存等をしなければならない。

(1) 投票及び開票の記録を作成し保存すること

(2) 立候補届に関する書類、選挙の異議申立て及び裁定に関する書類並びに前号の書類を、当該選挙に係る者の在任期間中、保存すること

(選挙に関する報告)

第42条 選挙管理会は、当選人の呼出符号、氏名及び投票数を連盟会長に報告しなければならない。

(事務)

第43条 選挙管理会の選挙事務の一部及び庶務は、選挙管理会の委託により連盟事務局において行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。

4 臨時社員選挙実施要領

(1) 実施要領の概要

ア 実施要領を制定する目的を規定した。(第1条)

イ 実施要領の適用範囲を規定した。(第2条)

ウ 選挙の単位は、地方本部区域毎に選出する選挙と支部区域毎に選出する選挙の二種類であることを規定した。(第3条)

エ 選挙権を有する正員の要件と選挙権を規定した。(第4条)

オ 被選挙権の要件を規定した。(第5条)

カ 選挙管理会と選挙裁定会の構成と業務を規定した。(第6条、第7条)

キ 本実施要領に基づく選挙の時期を規定した。(第8条)

ク 補充選挙と再選挙を実施する場合を規定した。(第9条)

ケ 立候補する場合の手続きを規定した。(第10条)

コ 重複立候補の禁止を規定した。(第11条)

サ 投票方法を規定した。(第12条)

シ 本実施要領に規定していない事項は、現在、連盟が施行している規則と選挙規程を準用すると規定した。(第13条)

ス 本実施要領の施行日を規定した。(附則)

(2) 実施要領案

臨時社員選挙実施要領を次のように規定する。

(目的)

第1条 この実施要領は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の社員を選出するための選挙を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この実施要領は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の設立登記の日から施行する定款(以下、「定款変更案」という。)第4章に定める最初の社員を選出するための選挙についてのみ適用する。

(選挙の定数及び方法等)

第3条 社員の定数は、地方本部区域ごとに次のとおりとし、そ

れぞれ当該区域の正員の中から正員の選挙により選出する。

(1) 関東 20人

(2) 東海 12人

(3) 関西 12人

(4) 中国 8人

(5) 四国 4人

(6) 九州 8人

(7) 東北 8人

(8) 北海道 4人

(9) 北陸 4人

(10) 信越 4人

2 前項に規定するもののほか、支部区域ごとに社員1人を当該区域の正員の中から正員の選挙により選出する。

(選挙権)

第4条 正員の選挙権は、選挙告示のあった翌月7日現在の会員台帳に登録され、かつ、会費を納入している正員である者が有し、1人または1社団につき1個とする。

(被選挙権)

第5条 社員の立候補者は、選挙告示のあった月の7日現在の会員台帳に登録されている正員であって、引き続き3年以上の正員歴を有し、第3条第1項の規定により選出される社員にあっては当該地方本部区域内、第3条第2項の規定により選出される社員にあっては当該支部区域内に住所を有する者でなければならない。

2 次に掲げる者は、被選挙権はないものとする。

(1) 社団

(2) 日本の国籍を有しない者

(3) 満20歳に達しない者

(4) 選挙の告示のあった月の会費を納入していない者

(選挙管理会)

第6条 選挙管理会は、平成23年度及び平成24年度を任期とする管理者で構成し、選挙事務を管理する。

(選挙裁定会)

第7条 選挙裁定会は、平成23年度及び平成24年度を任期とする裁定員で構成し、再異議申立ての裁定を行う。

(選挙の時期)

第8条 臨時の社員選挙は、平成22年11月21日に開催する臨時総会において定款変更案承認の後、一般社団法人設立登記の日までに行うものとし、選挙の日程は選挙管理会が定める。

(補充選挙及び再選挙)

第9条 定款変更案第18条第1項に規定する社員の数の下限を下回った場合には、補充選挙及び再選挙を行う。

(立候補届)

第10条 臨時社員選挙に立候補しようとするときは、立候補締め切りの日時までに、規則第23条第1項に規定する正員の推薦書、本人のアマチュア無線局免許状の複写及び住民票の写しを添えて、選挙管理会あてに立候補届を提出しなければならない。

(重複立候補)

第11条 候補者は第3条第1項及び第2項に規定する選挙に重複して立候補することはできない。

2 立候補の時点で役員であるものは、退任後または退任を認められた後でなければ立候補することはできない。

(投票)

第12条 投票は、選挙管理会の交付する投票用紙によって郵送により行うものとし、第3条に定める区分ごとに1名の候補者に投票する。

(その他)

第13条 そのほか、この実施要領に定めのない事項については、社団法人日本アマチュア無線連盟が施行している規則及び選挙規程を準用するものとする。

附 則

本実施要領は、平成22年11月21日(臨時総会承認の日)から施行する。